

# 農業振興地域整備計画一部変更の申出受付

農業振興地域整備計画の一部変更(編入・除外・用途変更)の申出を受け付けます。

■ **受付期間** 4月1日(月)から30日(火)まで(土日・祝日を除く)

■ **受付場所** 市農林水産課(市役所4階)

■ **必要な共通書類**

◎申出書(編入・除外・用途変更) ◎申出する土地の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本または写し

◎公図の写し ◎土地の現況写真および位置図 ◎事業計画書 ◎土地利用計画図

※申出内容によっては、上記以外の書類を提出いただく必要がありますので、ご承知ください。

**申出・問** 市農林水産課(市役所4階) ☎34・9292/FAX34・9992

✉nourin@city.komatsushima.i-tokushima.jp



## 子どもはぐくみ医療費助成制度についてのお知らせ

### 4月診療分から一部自己負担(600円)が必要なくなります

小松島市では、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子様の保険診療にかかる自己負担分の医療費助成を行っていますが、現在は、3歳以上の方の通院・6歳以上の方の入院について一部自己負担(1レセプトあたり600円まで)が必要です。

これを、4月診療分から全受給者について一部自己負担なしで助成することとします。

このため、現在、平成18年4月2日から令和3年4月1日までに生まれたお子様がいらっしゃる受給者には、4月から利用できる一部自己負担が必要のない新しい受給者証を3月下旬ごろに順次送付します(改めての申請等は不要です)。

なお、令和6年4月1日時点で3歳未満のお子様がいいらっしゃる受給者につきましては、すでに一部自己負担が必要のない受給者証をお持ちですので、引き続き有効期限までご利用いただけます。

### お子様の医療費自己負担分が払い戻し対象となることがあります

保険適用の自己負担分医療費について、「子どもはぐくみ医療費受給者証」を使用できなかった場合において、申請をしていただくことで、「子どもはぐくみ医療助成対象分」が払い戻しの対象となることがあります。

#### 払い戻しとなる場合

1. 県外の医療機関等で受診したとき
  2. 小松島市と受領委任払いの契約をしていない整骨院・接骨院で保険適用の施術を受けたとき
  3. 医師が治療上必要と認めた治療用装具(コルセット、治療用眼鏡等)を購入したとき
  4. やむを得ない事情で健康保険証を提示できず、医療費を全額支払ったとき
  5. 小児慢性特定医療費医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証等を使用し、一部自己負担金を支払ったとき
- ※高額療養費・付加給付金に該当するときや、上記3および4に該当する場合は、加入している健康保険に対しても払い戻しの手続きをしてください。

#### 払い戻し手続きに必要なもの

- ・明細のわかる領収書(診療日、診療報酬点数、領収金額、領収印等)
- ・お子様の健康保険証
- ・受給者名義の普通預金通帳
- ・治療用装具購入の場合は以下についても必要(コピー可)

#### コルセット等

- 医師の証明書
- 保険者発行の支給決定通知書

#### 治療用眼鏡

- 作成指示書もしくは眼鏡処方箋
- 保険者発行の支給決定通知書



**申請・問** 市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173

✉hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp